

## 計画の構成(政令指定都市)

都市名	重点	体系	
仙台市		重点課題	施策の方向
札幌市	重点事項	基本目標	基本的方向
新潟市		基本目標	目標
☆ さいたま市	重点事項	目標	施策の方向
☆ 千葉市	重点的に 実施する施策	基本目標	施策の方向
☆ 川崎市		柱	基本施策
相模原市		基本方針	施策の方向・主な事業
☆ 横浜市	重点項目	取組目標	施策の方向
静岡市	重点施策	基本的施策	施策の方向
☆ 浜松市	重点施策	基本的施策	施策
名古屋市		目標	方針
☆ 京都市	重点施策	基本目標	施策の方針
大阪市	重点的な取組み	課題	施策の基本的方向と具体的な 取組み
堺市		基本課題	施策の基本的方向
神戸市	重点的に推進す べき分野	基本目標	課題
岡山市	重点的な取組	基本目標	重点目標
広島市	重点課題と施策	施策の柱	施策の方向性
北九州市		柱	施策の方向性
福岡市		基本目標	施策の方向性

※ ☆印の都市について計画の一部を後ろに添付しました。

# 5 計画の位置づけ

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条に基づく基本計画です。  
また、「男女共同参画社会基本法\*」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

さいたま市の男女共同参画のまちづくり

## 男女共同参画社会の実現

市と市民と事業者の  
協働による取組

### 第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン

**基本理念** 男と女 市民市民一人ひとりが人権を尊重しあい ともに生きるさいたま市の実現

**重点事項** ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進  
②女性のチャレンジ支援  
③女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者の自立支援

#### 目標Ⅰ～Ⅸ

- 目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり
- 目標Ⅱ 女性に対する暴力のないまちづくり
- 目標Ⅲ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり
- 目標Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- 目標Ⅴ 家庭生活と仕事・地域活動の両立をすすめるまちづくり
- 目標Ⅵ 男女が経済的に自立し、働きやすいまちづくり
- 目標Ⅶ 男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり
- 目標Ⅷ 国際社会の一員として国際的協力をすすめるまちづくり
- 目標Ⅸ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

**国**  
男女共同参画社会基本法

**基本理念**

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

**さいたま市男女共同参画のまちづくり条例**

**目的** 豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与

**基本目標**

- 男女平等と人権尊重をすすめるまちづくり
- 固定的な性別役割分担意識に基づく、社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方が選択できるまちづくり
- 政策・方針等の立案や決定の場へ共に参画できるまちづくり
- 家庭生活と社会生活を両立することができるまちづくり
- 男女が互いの性を理解し、性と生殖に関し自らの決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり
- 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

**さいたま市**  
総合振興計画

**基本理念**

- 市民と行政の協力
- 人と自然の尊重
- 未来への希望と責任

第7章  
交流・コミュニティの分野

第2節  
男女共同参画社会の実現

\*男女共同参画社会基本法  
平成11（1999）年に制定され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにし、それに基づいた国、地方公共団体及び国民の責務が明記されています。

# 施策の体系



さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会へ

## 計画の目的

「新ハーモニープラン」は、千葉市の男女共同参画社会の形成に向けた基本的考えを定める「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（平成 15 年 4 月施行）に基づき、男女共同参画についての施策や、市民や事業者の取り組みを総合的かつ計画的に進めるための基本計画です。

## 計画期間

計画期間は、平成 17 年度から 27 年度までの 11 年間とします。ただし、この間、社会経済環境の変化や施策の実施状況などに応じて随時見直しを行います。

## 計画策定の視点

### 視点1 共同参画意識

男女一人ひとりが、互いを尊重し、ともに喜びと責任を分かちあおうとする意識をもつこと

### 視点2 協働と連携

市民、事業者、市が、男女共同参画の推進に主体的に取り組み、それぞれ対等な立場で力をあわせるとともに、国や県、他自治体、民間団体等を含めた様々なつながりを推進すること

## 重点的に実施する施策

この計画では、平成 15 年度に実施した市民意識調査や、ほぼ同時期に策定される千葉市の関連計画などを踏まえ、重点的に実施する施策を次のとおり定めました。具体的には、このパンフレット内で、**重点** マークをつけた施策です。

- 男女ともに働きやすい職場づくり
- 性別による人権侵害の防止
- 「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画）」と「ひとり親家庭あんしんプラン（千葉市ひとり親家庭等自立支援計画）」に関連する施策

## 計画の推進

- 進行管理 施策の実施状況を継続的に把握し、指標（パンフレット裏面掲載）などを用いて評価、見直しを行うことで、効果的な施策の展開を図ります。
- 推進体制 男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、あらゆる分野にわたることから、全庁的な取り組みとなるよう、庁内推進体制を強化します。

## 計画の体系図

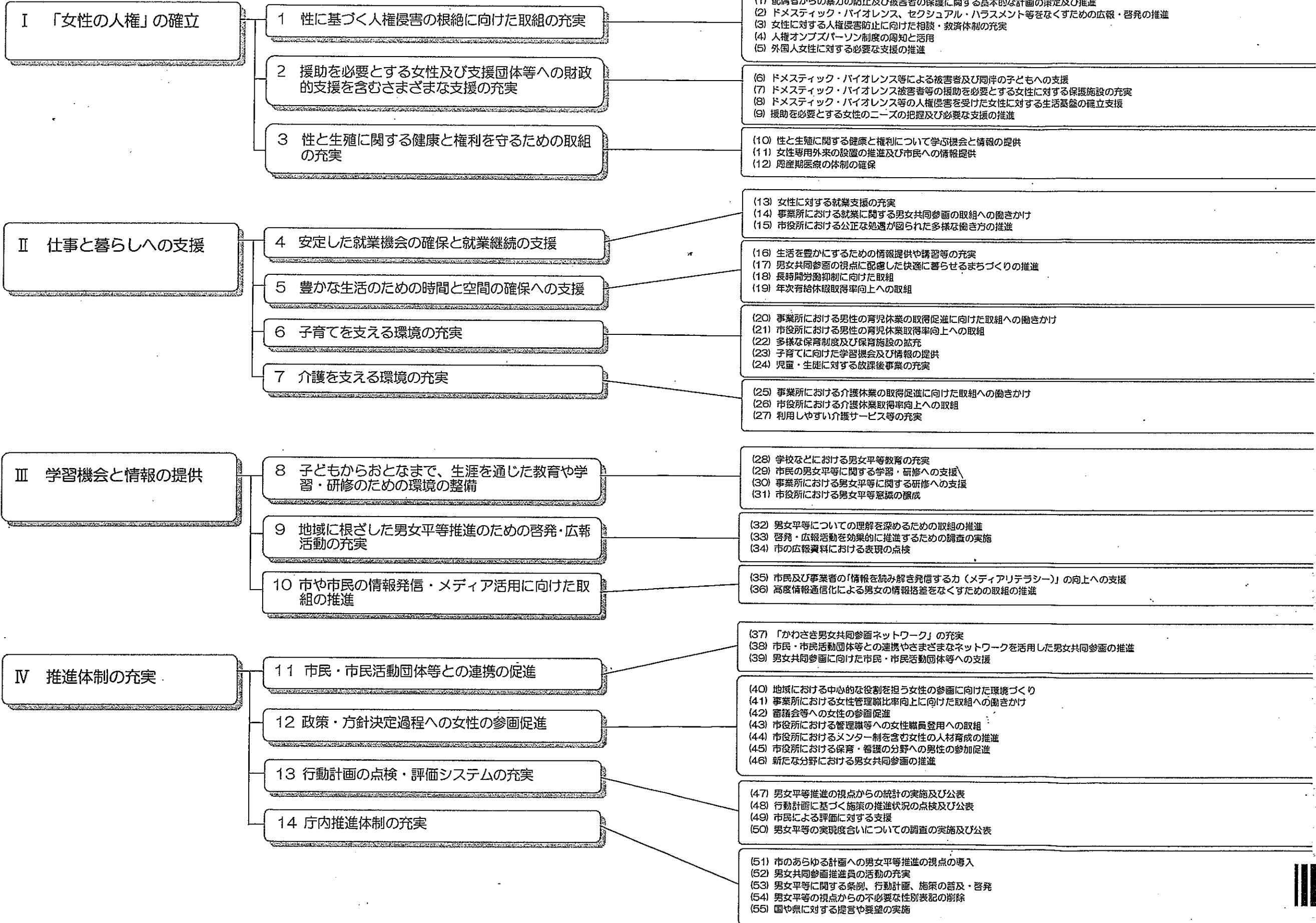


3 第2期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

55の施策

4つの柱

14の基本施策



第1章 3 第2期行動計画体系図

柱・基本施策の説明や具体的な事業内容は、第2章を御覧ください

## II 計画での重点項目

男女共同参画を推進するための施策のうち、最近の男女共同参画に係る社会状況や横浜市のこれまでの取組を踏まえて、男女共同参画審議会の答申で重点とされた次の4つを本計画の重点項目とします。

### 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組

男女共同参画に関する市民意識調査(平成17年度)では、男女共同参画社会形成のために行政が取り組むべき項目として、仕事と家庭生活・地域活動の両立支援策の充実をあげた市民が、回答者の6割を超えて最多でした。

長時間労働により、子育て・介護等の生活時間の確保が困難な状況がある中で、男女がともに家庭生活と仕事などを両立でき、個性と能力を発揮して健康的で豊かな生活をおくることができるようにするためには、いわゆるワーク・ライフ・バランスの考え方に沿って、仕事中心の生き方を社会全体で見直すことが求められています。この点に関しては、特に、事業者の主体的な取組も必要です。

また、本計画の期間内に定年退職の時期を迎える団塊の世代に対し、家庭生活や地域活動において、男女がともに参画することができるよう、男女共同参画の啓発や支援を行います。

本計画では、事業者による仕事と家庭生活の両立への取組を促進するとともに、さまざまな世代の男性による家庭生活や地域活動への参画を促します。

#### 施策の方向

- あらゆる活動での男女共同参画を促進します。(22頁)
- 事業者による子育て・介護支援や働き方の見直しを促進します。(27頁)
- 男性の家庭生活への参画を支援します。(27頁)

### 2 女性のチャレンジ支援

横浜市は、結婚・出産を機に離職する女性の割合が高く、また、その後の再就職等による労働力率も全国平均を大きく下回っています。

女性の労働力率は年々高まっていますが、仕事の継続を希望しながら結婚・出産により退職を余儀なくされる女性も多く、いったん退職すると、再び仕事に戻ろうとしても、本人の希望する仕事に就くことは非常に困難であるのが実態です。労働人口の不足が予測される中で、潜在的な労働力である女性の意欲と能力を生かすためのチャレンジ支援策を充実していくことが、今後の経済の持続的な発展のためにも不可欠です。

結婚・出産等で退職した女性が、再就職や起業、あるいは市民活動への参画などを通して、さまざまな分野にチャレンジするための支援を行います。

#### 施策の方向

- 女性の多様なチャレンジを支援します。(20頁)
- 事業所における男女平等の職場づくりを促進します。(20頁)

### 3 暴力の防止と被害者支援

夫やパートナーから女性に対してふるわれる暴力について、被害者が安心して相談できるよう、被害者の相談・保護の体制を充実するとともに、被害者が地域で経済的に自立して生活していくための支援を充実します。また、暴力は、被害を受けた女性本人はもとより、その子どもにも深刻な影響を与えることから、被害者の子どもに対するケアに取り組みます。

平成17年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、20歳代の女性の20%以上が、交際期間中に相手からの暴力を経験していることがわかりました。若いうちから、親しい関係にある者からの暴力についての認識を持つ必要があると考えられるため、中・高・大学生を含む若年層を対象とした暴力防止のための啓発を進めます。

さらに、女性や子どもを狙った性犯罪が急増していますが、そのような事件を未然に防ぐため、安全に暮らせるまちづくりに取り組みます。

#### 施策の方向

- 暴力の被害者への支援体制を強化します。(42頁)
- 暴力防止のための啓発を強化します。(43頁)
- 女性や子どもにとって安全なまちづくりを支援します。(43頁)

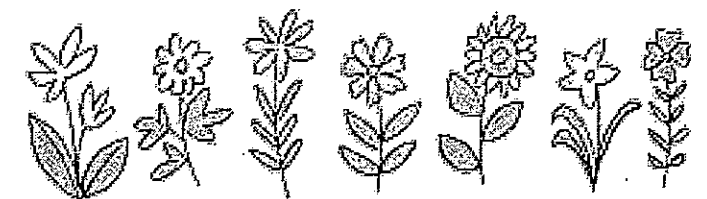
### 4 若い世代の自立に向けた支援

近年、非正規雇用者の割合が急速に高まっており、正規雇用者との賃金格差が拡大しています。また、事業者の採用戦略の変化に加えて、若年層の就業意識の変化の影響により、経済的に自立できない若者が増加しています。

こうした状況を踏まえ、これからの社会を担う世代が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、それぞれの個性と能力を生かして自立した生活を送ることができるよう、若い世代を対象に自立意識を育み、生活設計を描くための支援を行います。

#### 施策の方向

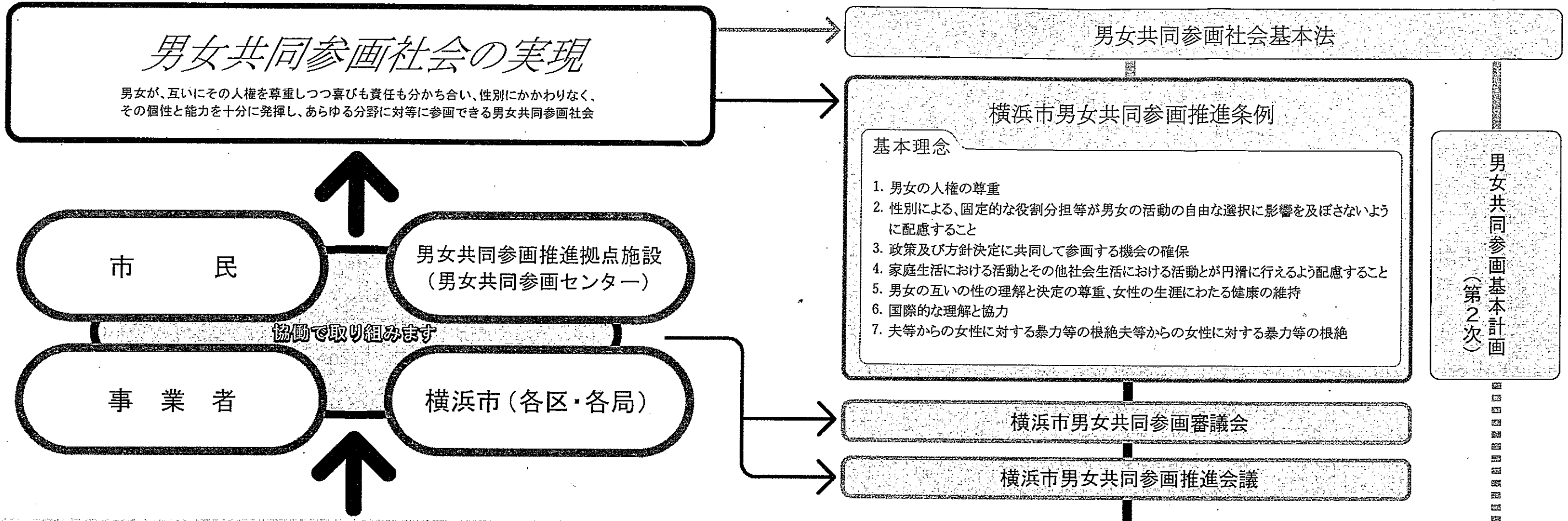
- 学校・地域・家庭で男女平等や自立・職業意識を育む教育を進めます。(12頁)





### III 計画の概念図

よこはま男女共同参画行動計画 平成18年度～平成22年度



## よこはま男女共同参画行動計画

重点項目 | 1 仕事と生活の調和への取組 2 女性のチャレンジ支援 3 暴力の防止と被害者支援 4 若い世代の自立に向けた支援

**【取組目標】**

**1 男女共同参画についての理解を深めましょう**

**【施策の方向】**

- 1 男女共同参画推進のための広報・啓発を行います
- 2 学校・地域・家庭で男女平等や自立・職業意識を育む教育を進めます
- 3 女性が抱える問題についての相談を行います
- 4 メディアにおける男女共同参画を進めます
- 5 多様な選択を可能にする学習機会を提供します
- 6 男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供を行います

**3 男女がともに家庭生活と仕事など他の活動とを両立させましょう**

- 1 事業者による子育て・介護支援や働き方の見直しを促進します
- 2 男性の家庭生活への参画を支援します **重点1**
- 3 保育・子育てのための支援を行います
- 4 高齢者等の介護のための支援を行います

**5 国際理解を深め、外国人女性が安心して暮らせる環境をつくりましょう**

- 1 外国人女性が安心して暮らせるための支援を行います
- 2 男女共同参画の視点に立って市民の国際理解を深めます
- 3 男女共同参画に関する国際協力活動を支援します

**【取組目標】**

**2 男女がともに社会活動や意思決定に参画しましょう**

**【施策の方向】**

- 1 女性の多様なチャレンジを支援します **重点2**
- 2 事業所における男女平等の職場づくりを促進します **重点2**
- 3 女性の安定した生活確保のための支援を行います
- 4 女性の自己確立のための支援を行います
- 5 あらゆる活動での男女共同参画を促進します **重点1**
- 6 市役所の職場や事業での男女共同参画を進めます
- 7 市審議会等への女性参画比率を向上させます

**4 互いの性を理解・尊重し、生涯を通して健康を維持しましょう**

- 1 性を理解・尊重するための教育と相談を行います
- 2 女性のライフステージに対応した健康づくりを支援します
- 3 女性が受診しやすい環境づくりを行います

**6 女性への暴力やセクシュアル・ハラスメントをなくしましょう**

- 1 暴力の被害者への支援体制を強化します **重点3**
- 2 暴力防止のための啓発を強化します **重点3**
- 3 女性や子どもにとって安全なまちづくりを支援します **重点3**
- 4 セクシュアル・ハラスメント防止対策を行います

基本理念を踏まえ、浜松市の男女共同参画のあるべき姿としての将来像を定めます。

# 男女がともに自立・参画し、高めあう 創造都市 浜松

「自立」「参画」「高めあう」がキーワードです。

男女一人ひとりが「自立」し、あらゆる分野にともに「参画」することにより、お互いの意欲・能力を「高めあい」、新たな価値や人材を生み出す創造都市・浜松をめざします。

## 計画の期間

平成20年度(2008年度)から平成29年度(2017年度)の10年間とします。  
ただし、社会経済環境等の変化を踏まえ、適時適切な見直しを行います。

## 計画の施策体系

基本理念のもと、将来像の実現に向けて取り組む計画の施策体系を、次のとおり定めます。

**基本的施策** (6項目) 将来像を実現するための方策

**施策** (19項目) 基本的施策を実現するための具体的な方策

**事業** (70項目) 施策を実現するための具体的な方策

※この「ダイジェスト版」では、基本的施策から施策までを紹介します。

## 重点施策

10年の計画期間において、総合的に男女共同参画の推進に関する「施策」を進めていきますが、より効果的に推進するため、19項目の「施策」のうち、計画期間前半の5年間で優先的・重点的に取り組むべき重点施策を選定します。

## 計画の施策体系図

基本理念  
(条例第3条)

【個人の人権の尊重】 【多様な生き方の選択】 【政策決定等への平等参画】  
【家庭生活と他の社会生活の両立】  
【性と生殖に関する女性の健康と権利の尊重】 【国際的理解と協力】

将来像

男女がともに自立・参画し、高めあう創造都市 浜松

基本的施策 1~6

施策 1 ~ 19

1 男女共同参画のさらなる推進のための意識改革

- 1 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 2 指導的立場にある者への意識啓発……………重点
- 3 世代、地域に対応した意識づくり……………重点

2 人権の尊重

- 4 男女間の暴力の根絶
- 5 セクシュアル・ハラスメントの防止への啓発
- 6 女性の人権を尊重した取組の推進
- 7 男女のニーズの違いに配慮した防災活動

3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 8 女性リーダーの育成支援……………重点
- 9 市審議会等への女性登用の促進
- 10 自治会、PTA等会長職への女性登用の促進
- 11 管理職への女性登用の促進

4 仕事と生活の両立支援

- 12 男女がともに働きやすい職場環境の構築……………重点
- 13 男性の家庭参画の推進
- 14 地域社会活動への参画の促進
- 15 農林水産業・自営業における女性の就業環境の整備

5 男女の自立支援

- 16 相談体制の充実と関連機関との連携強化
- 17 チャレンジ・再チャレンジへの支援……………重点
- 18 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

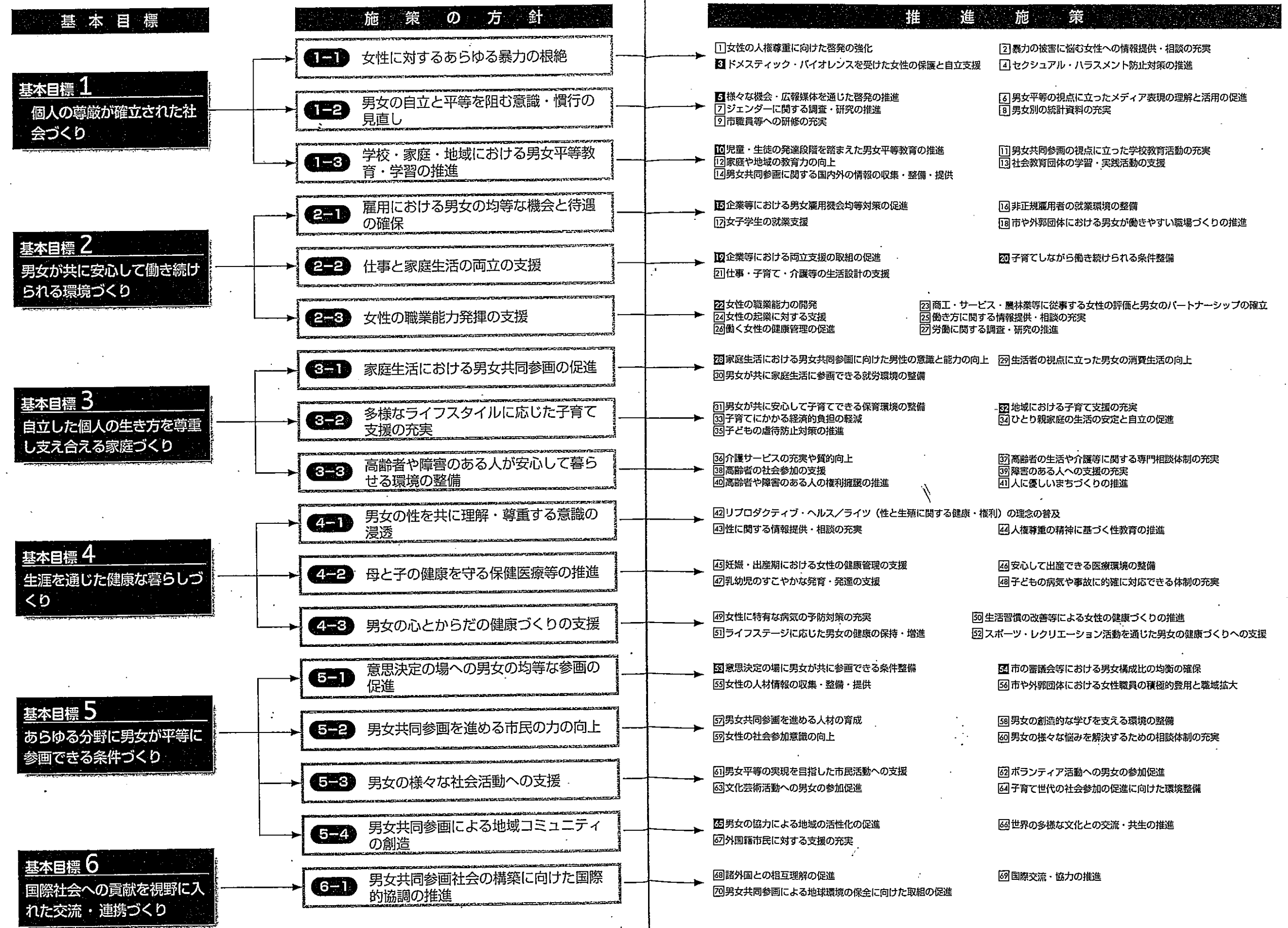
6 国際的理解と交流

- 19 多様な文化・価値観への理解と交流



1 計画の体系

推進施策の番号に■印があるものは重点施策



第3章 計画の内容 20 計画の体系

第3章 計画の内容 20 計画の体系